

[事案 2024-216] 新契約無効請求

・令和7年6月12日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成23年11月に契約したがん保険について、以下の理由により、契約を無効にして、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 募集人である自分の兄が契約内容を説明しようとしたが、自分は、保険の詳細につき知識や関心がなく、「そういう説明は聞いても分からないし、兄貴が良いと思う保険であれば任せよ」と説明を断り、信頼関係にもとづき仮契約の署名をした。
- (2) 申込手続の際、兄の上司は兄に対して「弟さんへの説明は済んでいますよね」と尋ね、兄は「はい、説明してあります」と述べたので、上司は本契約の内容を一切説明することなく申込手続を行った。実際には兄から本契約の説明を受けていなかったが、それを言えば兄の立場が悪くなるだろうと考え、沈黙していた。
- (3) 令和3年10月の本契約の更新手続の際に初めて、本契約が70歳で満期になり、それ以降の保障がなくなることを知った。がんは高齢になってからこそ発症率が高まるのに、70歳で終了することを知っていたら、契約を申し込んでいなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人の申述は曖昧であったが、募集人の上司の申述は具体的かつ明解であり、その申述によれば、募集人は申立人に対し、申込手続の前に本契約の保険期間を含めて内容を説明し、これに対して申立人は質問をするなどし、契約内容の詳しい説明ややり取りがあった。
- (2) 募集人らの説明不十分や誤説明等の当社の瑕疵は認められず、当社の瑕疵を証する証拠もない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込手続時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。